

広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 横藤 田 誠



住民基本台帳法に基づく諮問について（答申）

平成28年11月7日付け市行第472号で諮問の「住民基本台帳法第30条の15第1項第2号に基づき、住民基本台帳法施行条例により、住民基本台帳ネットワークシステムの広島県独自利用について2つの事務を追加すること」については、以下のとおり、適当と認めたので答申します。

なお、運用に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）自体のセキュリティ対策を万全とした上で、「2 留意事項」を遵守し、個人の権利利益の保護が十分に図られるよう配慮してください。

1 広島県独自利用を認める理由

住基ネットを独自利用する事務	県独自利用を認める理由
毒ガス障害者救済対策事業に係る毒ガス障害者の居住地の変更届	県が住基ネットを独自利用することにより、毒ガス障害者が居住地の変更の届出を行う際に、住民票の写しの添付を省略することが可能となり、届出者の時間、交通費、手数料などについて負担の軽減が図られ、届出者の利便性の向上に資するものであるため。
毒ガス障害者救済対策事業に係る毒ガス障害者の生存の事実又は住所の変更の事実確認	<ul style="list-style-type: none">○ 県が住基ネットを独自利用することにより、死亡の届出が遺族等から提出されない又は提出が遅れる事案に対し、特別手当等の各種手当の過支給を未然に防止することができ、適正な手当支給につながるため。○ 手当の過支給を未然に防止することで、遺族等に対する過支給手当の返還手続きが不要となり、行政事務の効率化に資するものであるため。○ 毒ガス障害者に対する健康診断等の案内、遺族等に対する弔慰金請求に関する案内を迅速かつ確実に行うことは、毒ガス障害者等への行政サービスの向上に資するものであるため。

2 留意事項

- 住基ネットによる個人情報の提供に当たっては、個人情報の不適切な取扱いが生じることのないよう、提供先に対して個人情報の厳重な管理等の必要な措置を講じること。

- 新たに独自利用する事務の名称，利用目的・提供先やセキュリティ対策等を広報するなどして，県民に十分説明すること。
- 利用頻度が極端に少ない又は利用が見込まれなくなった独自利用事務にあつては，不正アクセス等，個人情報の不適切な取扱いを防止する観点から，適切なセキュリティ対策等に取り組むこと。

3 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 11 月 7 日	諮問を受けた。
平成 28 年 11 月 15 日 (第 1 回審議会開催)	諮問の審議を行った。
平成 28 年 12 月 26 日 (第 2 回審議会開催)	諮問の審議を行った。

4 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
岩 下 智 伸	広島県議会議員	県議会の議員
坂 田 桐 子	広島大学大学院総合科学研究科教授	学識経験を有する者
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
平 田 かおり	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授	学識経験を有する者
横 藤 田 誠 (会 長)	広島大学大学院社会科学部教授	学識経験を有する者